

福生村・川崎村越石出入一件について

関 雅 子

一 越石とは

福生村は近世中期以降、一村御料としての支配を受け、
明治初年代において、石高九二六石二斗五升四合一勺（外
清岩院領一〇石）、家数二三六軒、人口一二九一人と、近
世村落としては大きな規模を誇っていた。福生村成立の歴
史を記した『神光仏言夢物語』によれば、当村には名主十
兵衛、長井平兵衛元知行地名主役金右衛門を含めて名主が

月の村明細帳⁽³⁾によると、名主十兵衛預り高、名主金右衛門
預り高の他に、隣村川崎村への越石高一二三石八升九合の
存在が認められる。これこそが、『もう一人の名主が運営
した組織』ではあるまいか。

二 越石とは、『地方凡例録』によれば、

一越石と云は知行を割渡すとき、小分の高不足すれども、
捨石内外の儀にて分郷になしても、地所并に百姓を引分
て渡すことも成がたきことゆへ、地処も百姓も極らず只
物成と高計りを遣すを越石と云、仮令バ誰知行式百石相
渡すべき処へ、百九拾五石の村を渡し内五石不足の分ハ
小高ゆえ、田畠百姓を分け分郷にハ成がたきに付、隣村
の料所にても、又は私領にても三百石の村ある此内を、
五石誰知行へ越石と云て、三百石の村より物成五石分計
りを渡すなり、依て越石へは諸掛り物・人足役等も掛ら
夢物語』成立の時期に最も近い、安永七年（一七七八）三

ざる定法なり、越石ハ知行の内ながら地頭より取箇を附

ることも成難く、高役割合も相成らず年貢も越石村並の

取箇にて相納ることなり、夫ゆへ拾石以上の越石と云ハ
なし、最早廿石にも三拾石にもなれば越石も致さず高・
地処・百姓とも引分て分郷になすなり（傍線筆者、以下略）

とある。この場合、越石高五石の所属は、石高としては一
九五石の村高に結ばれるものであり、村としての所属は三

〇〇石の村である。この定義に従えば、福生村の越石地は、
石高としての所属は福生村であり、村としての所属は川崎
村になる。

かかる場合、越石地に掛る年貢・諸掛物の取立権は、ど
ちらの村に所属するのであらうか。『地方凡例録』の記述
では、越石とは、近世初頭の村切りにより設定された近
世的行政村の枠組を越える形で知行地割渡しが行なわれた
ために、いわば石高の辻棲合せから発生したものとされて
いる。従つてそれは一〇石未満の小高であり、本来その土
地に掛るべき諸掛物も掛らず、ただ年貢のみ越石先の村に
対して上納していたという。

しかし越石一二三石余という高は、すでに越石の概念を
越える程大きい。小規模ながら、一村の石高に匹敵する規
模である。これだけの土地が無役地のままおかれるとは、
到底考えられない。さらにその発生の経緯も、後述するよ

うに、近世初頭の村切りにまで遡るものではない。

本稿では、「川崎村越石出入一件控」を手がかりとして、
文化二年（一八〇五）福生村・川崎村間で争われた、越石
地に対する村入用取立をめぐる出入一件の史料紹介を兼ね
て、越石地の年貢・諸掛物取立権の在り方を考えていきた
い。

二 文化二年越石出入一件訴状

次の史料は、文化二年（一八〇五）一一月、福生村名主
勘次郎外二名が、隣村川崎村御料名主庄右衛門、同忠兵衛
を相手取り、代官伊奈友之助役所に提出した訴状である。

〔史料1〕

乍恐以書附御訴訟奉申上候

武州多摩郡福生村

村役人惣代

訴訟人 名主 勘次郎

名主忠左衛門煩ニ付代親

善右衛門

年寄市郎右衛門

難渉出入

当御代官所

同州同郡川崎村

名主 庄右衛門

同 忠兵衛

右訴訟人勘次郎善右衛門市郎右衛門奉申上候、当村方之儀者高九百式拾五石五斗六升四合壱勺有之、右之内高百式拾三石八升九合、當時同郡川崎村^{ニ而}御年貢取立罷有、村入用之義者地元之私共村方^{ニ而}高割合を以取立罷有候、然処当丑年村入用金九両式朱ト錢三拾九貫九百三文相掛り候^{ニ付}、例年之通高九百式拾五石五斗六升四合壱勺之所^ニ割合、高百石^ニ付鑑拾貫六百六十九文五分、当村高之内川崎村越石分江鑑拾三ノ八百七十六文相掛り候間、右割合差出シ候様申遣シ候所、当月六日川崎村及挨拶候者、右村入用相懸り給、金九両式朱ト錢三拾九ノ九百三文之内、金壱両式分定使給、金式兩渡舟打替入用、金五両式分貯穀櫃入用、錢式貫九百七拾四文道作入用、右四口合金九両ト鑑式ノ九百七拾四文之内、川崎村越石^ノ差出シ候分鑑八貫三百文余之儀者差出難、尤残式朱ト三拾六貫九百廿五文惣村高ニ致、越石掛五貫三百六十文之義者差出シ可申候得共、右四品之儀者差出シ難旨申之候間、惣村役人とも立合甲乙なく割合^{ニ致}候儀^ニ御座候得者、右諸入用非分過分之品少^茂相掛り候義無御座候所、川崎村^{ニ而}難渋致候儀、当村^{ニ而}越石之内村内小前百姓拾四人所持罷有候處、右之者共川崎村呼寄村役人申聞候者、此度福生村^ヲ諸入用之儀難渋^ニ及候間、其段越石所持之者共一同連印致候様申候得共、右之者共儀者福生村江前々も差出シ來り候村入用、今更難渋致候連印^ニ相加

り候儀致かたく之由申之候、一体私共組下百姓共我儘ニ川崎村^江呼寄、右体出入立候儀相勤候^而者、福生村を苗伐の取計、一村相治り不申、村役人一同歎ヶ敷奉存候間、以来本村百姓拾四人所持之分御年貢之儀者、居村役人共方へ相納度旨申之、且又此節^ニ罷成候^而者、外諸入用之義^度向後難差出シ候旨申断候^{ニ付}、左候^而者往古^ノ福生村御高内^ニ紛無御座候所、右様難渋被申掛け候^而者小前一同相納不申、難儀至極奉存候、殊^ニ先年寛保年中、川崎村^{ニ而}同様村入用差滞候^{ニ付}及出入、御吟味之上川崎村^{ニ而}可申立様無之、其後年來無滯村入用差出シ來り候所、其段忘脚^(却)致此度村入用難渋仕候義、何共難心得奉存候、前書奉申上候通、福生村惣高内江籠候百式拾三石余^ノ而、既^ニ御水帳面私共村方^{ニ而}所持罷有候處、川崎村高内同様^ニ相心得、自分諸入用相掛け可申巧と奉存候間、無是悲今般御訴訟奉申上候、何卒御慈悲^ヲ以相手之者共被召出、御吟味之上是迄之通り村諸入用無滯差出シ、并本村所持之越石御年貢之儀者当村方^{ニ而}取立候様、被為仰付被下置候様奉願上候、右願之通御聞済被成下候ハ、難有仕合奉存候以上

文化式年丑十一月日

武州多摩郡福生村

村役人惣代

訴訟人 名主 勘次郎

名主忠左衛門煩^ニ付親

善右衛門

(傍点筆者)

福生村の主張は次の三点にわたっている。

(一) 訴訟當時、越石地に掛る年貢は川崎村で取立て、村入用は福生村で高割合を以つて取り立ててきた。

(二) 当年の村入用金九両二朱と錢三九貫九〇三文の内、定使給金一両二分、渡船打替入用金二両、貯穀櫃入用金五両二分、道造入用錢二貫九七四文の四口合計金九両鑑二貫九七四文を越石高で割った額八貫三〇〇文余については差し出せないと、川崎村役人が難渋を申し掛けてきた。

(三) 村入用の取立ては勿論、越石百姓の内一四軒は福生村の百姓であるから、この一四軒分の年貢についても、福生村で取立てたい。

三 川崎村からの返答書と争点

乍恐以返答書奉申上候
 次に、これに対する川崎村からの返答書⁽⁶⁾を、これもやや長文にわたるがみてみたい。

〔史料2〕

武州多摩郡名主九平次奉申上候、同郡福生村名主勘次郎外式人々私共相手取、例年村方諸入用割合相掛ケ、無故障差出来り候處、當五年限り定使給、渡船打替入用、貯穀櫃入用、道造入用、右四口割合川崎村越石より差出候分、難差

出旨難渋致候段申立、先月中當御役所様江御訴訟奉申上候ニ付、私共早々罷出御届ケ可申上旨御差紙頂戴拝見奉畏、

乍恐以返答書左ニ奉申上候、此段私共村方之儀者高三百六拾四石武斗九升九合村方ニ御座候、御料所高百三拾石武斗九升、蒔田八郎左衛門知行所百石九合、武田國之丞様御知行所百三拾石右御三給ニ御座候處、當八拾武ヶ年已前享保九年

年十月中、岩手藤左衛門様御支配之節、私共村方ニ而福生

村地所方向百廿三石八升九合所持罷在候處、福生村役人共

御年貢取立方不埒之儀有之、御吟味之上則、高反別之儀福生

村御水帳書抜御役所御判押切帳面御渡被遊、尤御水帳奥書

文面御年貢者勿論高役小物成等迄福生村ニ不差構川崎村ニ而

直御上納可仕旨被仰渡候段、八拾武ヶ年已來無遲滯御上納

仕、尤元村之儀ニ付、定例之村入用者差出来り候得共、是

迄差出来り候諸懸物等迄も、近年多分ニ相懸り候福生村大割帳面差遣し候節者、右福生村越石所持之もの共江為読

聞、割合取立候處、右百廿三石八升九合之儀、川崎村百姓

六拾四軒ニ而所持仕、右高之内福生村百姓江其後拾四軒江流

地ニ相渡シ、私共村方支配名主共夫々取立て御上納仕来り

候、然ル處貯穀之儀者軒別人数割合ニ而貯置、諸入用之儀も

人數割合ニ御座候、尤当村方ニ茂新田越石等兩様共御座候處、

決而右之懸り物相掛り候儀無御座候、然ルニ福生村貯穀櫃

入用可相懸謂無御座候段、御料私領入会越石所持之百姓

共一同申之、定使給之儀、私共村方ニ而御年貢諸事取置上

納仕候上者、福生村ニ而定使給可相懸筋無之旨申之、渡船之儀者福生村草花村両村間ニ而、右越石井私共村方より作場之通行所二者無御座候得共、夏秋出水之節五日市村市場通りいたし候義ニ付、船打替候節者川崎村より金式分宛船渡り初祝之節差遣し申候、尤川崎村御料私領家別ニ取集來り候、其外夏秋年々兩度、村中家別ニ夏者馬持麦式升秋粟式升、馬無之もの者壹升宛、船人福生村新七方より銘々取集、其上福生村より船入用与して、人數無之越石之分者割合候段難心得旨小前一同申之、道造入用之儀も右越石百廿三石八升九合川崎村内江孕込之場所ニ而、川崎村ニ而道造等之諸事仕、福生村江決而世話相成候義無御座候ニ付、右入用可差出謂無御座候旨申之、勿論忽高懸り之諸役小物成同様割合差出候得者、二重ニ相成候ニ付、小前之もの共一同難差出旨申之候ニ付、福生村より割来り候通り可差出様も難取計、右之趣福生村江及懸合候処、申遣し候通り取立可遣旨強而申聞候処、右様之義ニ付、小前より取立兼候候処、無甲乙割合候上者勘弁不相成段申張り、今般及出訴候義ニ御座候、且川崎村越石之内福生村百姓拾四人所持之もの御座候処、右之もの共私共方江呼寄、福生村より割合來り候入用及難渋候旨申聞、越石所持之もの共一同連印致、村入用致難渋候様申候候旨申立候得共、此度右越石之儀ニ付及出入候義ニ候得共、越石者高持之もの共ニ御座候間、諸入用ニ付及出入候儀も可有之旨申聞候義ニ而、相勤メ候義ニ者無御座、畢竟右越石より事

起り候事故、無沙汰ニ差置候義無御座、然ヲ私共より取企候様申立候得共、福生村より相懸り候一件、越石百姓ニ候共、福生村之もの共江容易ニ申舍メ候義、可相成様無御座候、乍恐此段御賢察被成下置候様奉願上候、其上右拾四軒之もの共所持之分、福生村より以來御年貢諸懸物上納仕度旨申候得共、享保年中より八十式ヶ年来、私共村方より上納仕来候処、福生村ニ而申立候様成行候而者、村方小前一同騒立村方不取治、私共取締りも不行届、往々村方困窮基与歎鋪奉存候、何卒以御慈悲福生村よりも、当丑年より相当之諸入用割合、數年来之越石江懸不來懸物相懸不申、猶又宝曆年中迄者右百廿三石余江錢式貫四五百文位諸懸り相懸ケ候処、去子迄年々相増錢八貫文余相懸々、是以調勘定仕度奉存候得共、出入立候義ニ付勘弁罷在候処、右ニ而不心付、猶又勝手儘之取合等仕難義至極仕候、右体彼是不法不申懸、村方無難ニ相治り候様被仰付被下置候ハ、難有仕合ニ奉存候、此外御尋之節余者乍恐以口上可奉申上候、以上

文化二丑年十二月

武州多摩郡川崎村

名主 九平次印
(傍点筆者)

伊奈友之助様御役所

川崎村は御料と三旗本領（柘植組・蒔田組・武田組）によつて構成され、明和二年（一七六五）柘植組が上知となつて御料に編入されて、一件当時は史料文中にある通り、御料と旗本二組の三給入会の村であつた。

川崎村の主張は、越石地に掛る村入用の内、貯穀櫃入用・定使給・渡船打替入用・道造入用の四口については差し出せないというものであり、福生村の訴状の言い分とは全く対立する。その理由は、貯穀櫃入用については、川崎村として戸口人數割を以って入用金を取り立て、貯穀を行なつており、福生村の貯穀櫃に何ら関わりがない問題である、とする。定使給についても、年貢・諸掛物取立てに係る定使（＝小使）の諸雜費は川崎村として賄つており、福生村の定使の主目的にかかわらない、としている。渡船打替入用については、それが専ら福生村本村と草花村間の往来に係るもので、越石地や川崎村本村が渡船を利用する機会はほとんどないこと。さらに越石地の道造入用は川崎村で取立てて作事を行なつてること等をあげている。すなわち、右の四口の村入用は、

（一）専ら福生村本村の維持運営に係るものである。

（二）越石地の運営に関する費用は、川崎村で負担している。

の二点であり、福生村本村に対してさらには村入用を差し出すのは二重取である、としているのである。

寛政二年（一七九九）七月書上の川崎村明細帳によれば、

残而三貫九百一拾三文 是ハ川崎村年中相懸り候村用とあり、越石地からは川崎村に係る村入用と共に、福生村の村入用も取立てていたことがわかる。正に村入用の二重取立である。

村入用とは村政の運営に係る費用であり、普通高割を以つて村民から徴収するものである。それでは、越石地の所屬する村とは、福生村と川崎村のどちらなのであろうか。

福生村越石地が隣村川崎村への越石となつたのは、「史料2」文中にある通り、享保九年（一七二四）一〇月のことであり、越石地の年貢取立をめぐって、福生村役人方に不正があつたのを契機に、越石地は石高を福生村に留保したまま、年貢の取立権は川崎村に移り、越石検地帳書抜も川崎村に引き渡された。さらに川崎村は、検地帳奥書面に、「御年貢者勿論、高役小物成等迄福生村ニ不差構、川崎村ニ而直御上納可仕旨被仰渡」たことを根拠に、越石地は川崎村の行政下におかれるとの認識に至った。

しかしながら、この越石地は、行政的には川崎村に所属するが、川崎村外にある土地であるから、石高を以つて村入用を割当てることができない、という行政上の矛盾が生じる。そこでこれまで川崎村側は、現実的な対応策として、川崎村本村の村入用割掛けや、専ら福生村本村の行政にあるが、臨時の村入用割掛けや、専ら福生村本村の定例の村入用についても、福生村方への上納に応じてきたので

〔史料3〕
去年年村入用
一錢拾貫六拾九文

福生村川崎越石

内六貫百四拾五文 是ハ福生村より相懸り候村入用

係る費用の取立て、その増徴を機に、そもそもの村入用取立権の帰属をめぐって、異議を唱えたのである。

一方訴訟人たる福生村は、「史料1」文中に傍点で示したように、一貫して石高の所属を村入用取立権行使の根拠としているのである。

四 越石地をめぐる争論の推移と済口証文

越石地の所属をめぐる、村入用の取立てにかかる争論は、問題の越石の発生以降、絶えることがなかった。寛保元年（一七四一）四月には、福生村にて御仕置者預りに掛った諸入用を、越石地に割り当てて川崎村に差出しを要求した処、川崎村から難渋を申掛けられるという一件が起きていた。当時の訴状を紹介しよう。

〔史料4〕

乍恐書附を以奉願上候

武州多摩郡福生村名主組頭申上候、同州同郡川崎村名主組頭与福生村高掛り物出入之儀、段々御吟味被為仰付尚又双方証拠ニ成書物差し上候様被為仰付候ニ付、則今日差上候、尤先達而川崎村より其分郷ニ罷成、十八ヶ年以来諸入用

差出シ不申、越石分ハ川崎村ニ而諸役相勤候様申上候得共、今以左様ニ而者無御座候、右越石之儀者福生村御高内ニ而、

分郷ニ而ハ無御座候、先々より只今以、御定免御切替ニ茂御割附憲本ニ被仰付、福生村高辻ニこもり候得者、川崎村ニ而

石高江自分与諸入用相掛可申様ゆわれ無御座候、福生村より掛り物相懸ケ不申候而者、越石高百式拾三石余者無役之様奉存候、此段當拾式ヶ年已前迄者、御年貢并諸御用等迄福生村より触縫、先名主代迄諸掛物不残取立候得共、先名主不埒ニ付、川崎村より御年貢之儀者直納ニ致度旨ニ而、岩手藤左衛門様江御願申上候ニ付、越石分御水帳書抜差遣シ申候、夫より後川崎村直納仕候得共、元來福生村御高辻ニ御座候間、御年貢一件入用を除、外諸高掛物之分先名主代迄取来候段紛無御座候、其後茂段々申遣シ候所、彼是難渋申差出シ不申候、然ル共其度毎ニ申上候儀ハ、村方之困窮ニ御座候故、無是悲差扣候処ニ、此度御吟味奉察、慥成証拠無御座候、御取用難被遊旨、段々御察答奉請候而者、逸可申上様無御座候得共、此上奉願上候、御慈悲ヲ以福生村御高辻ニ相違無御座候上ハ、高掛リニ可致品向後差出候様奉願上候、此段相手方不得心ニ御座候ハ、御慈悲ニ先規之通越石御年貢福生村江取立、惣百姓福生村惣高辻江相掛候諸入用、川崎村より差出シ候様ニ被為仰付被下置候ハ、相助難有奉存候、

以上

上坂安左衛門御代官所

武州多摩郡福生村

寛保元年四五月日

名主角左衛門判

同市平判

組頭嘉兵衛判

右之通ニ而相済、只今迄年々諸高掛り物受取申候所、又々
当年差おこり出入ニ及候節相改書置(傍点筆者)

享保九年(一七二四)一〇月までは、越石地は行政的に
も石高の所属も福生村であり、単なる隣村への飛地に過ぎ
なかつた。それが、年貢の取立権の移行と、検地帳書抜き
が引き渡されたことを根拠に、川崎村が越石地を自村の
「分郷」であると認識したことは尤もな主張であり、さら
に諸掛物取立の権利をも主張して差出しを拒否した。それ
に対しても福生村は、越石地は依然として石高の所属する福
生村の行政区下であり、したがつて年貢以外の諸掛物全ての
取立権は福生村にあるとして譲らなかつた。さらに越石地
は、元来川崎村の百姓六四軒で保有していたものが、その後
一部が流地となつて、福生村本村の居村百姓一四軒の手
に渡つてゐる。福生村の主張はさらに、越石百姓一四軒の
所属を背景に、年貢取立権の行使へと展開していくものであ
つた。この時点では、福生村の諸高掛物取立が認められ
て時は推移し、文化二年(一八〇五)一月に、村入用取
立をめぐる争論が再燃したのである。

出入一件は翌年二月、提訴以来僅か三ヶ月で熟談内済に
て結着をみた。その済口証文は、次の通りである。

〔史料4〕

差上申済口証文之事

一多摩郡福生村役人より川崎村名主三人相手取、村入用難渋

出入奉出訴候所、相手之者共早々可罷出旨御差紙頂戴相
附候處、相手方より茂以返答書夫々御答申上、當時御吟味
中ニ御座候處、扱人立入双方江異見差加、熟談内済仕趣
意左ニ奉申上候

一右出入扱人立入双方得与懸合候處、福生村役人より願出候
村入用四口之分無滞差出、尤右之内貯穀櫃入用之儀者先
規之通り懸掛半高之分、入用帳江助合与名目ニ付、并ニ評曰、
此助合ハ川崎村より福生村正助合申ニハ定使給之儀是迄之通半高懸り
割合可申、其外不正ニ無之村入用之分者、本村並ニ差出可
申評曰、本村百姓承知ニ而懸り候
申入用ハ、不残本村懸り多並ニ可懸也、且又以來争論無之様川崎村
より別紙一札福生村江取之、其外福生村本百姓拾四軒之者
共越石持高之分、御年貢福生村役人方ニ而取立之、其時
々川崎村江相渡、御年貢御上納可致筈ニ而双方納得之上熟
談内済仕、偏ニ御威光与難有仕合奉存候、然上者右一件ニ
付、重而双方御願筋毛頭無御座候、為後証連印済口証文
差上申処、仍而如件

文化三年二月

武州多摩郡福生村

村役人惣代

年寄市郎右衛門代兼

名主勘次郎印

名主忠左衛門代親

善右衛門印

同州同郡川崎村

名主 庄右衛門印

同 忠兵衛印

伊奈友之助様

御役所

取扱人 名主勘 平

同州同郡五ヶ市村

川崎村側が難渋を申掛けた四口の村入用の内、貯穀櫃入用と定め給については、越石惣高の半分に對する高掛りとし、その他不正のない村入用は「本村並」として、福生村に對して差出し、さらに福生村越石百姓一四軒の年貢についても、福生村にて取立てた上で、川崎村側に渡し、村入用を含む諸掛物は、福生村と川崎村が隔年に取立てることとなつた。⁽²⁾

越石地については、福生村を本村と規定したことが、石高の所属と行政村の所属を一体化しようとする代官所の意向であり、さらに百姓の所属をも考慮を入れた、これまでの越石の定義にない、新判断を下したのであった。「川崎村越石出入一件控」の表紙に、「此一冊末代迄大切ニ可仕候……」との記述があるが、以後の越石地取扱いをめぐる判断の基準を示した、重要な一件であつたことが窺える。

五 むすびにかえて

ここに、検地を受けた一筆の土地がある。そこには、その土地の生産力を示す石高があり、実際の耕作者たる名請人・百姓がいる。そうした土地の集積が村高を構成し、そ

の村高に対して年貢・諸掛物が賦課される。それがさらに、各百姓の持高に応じて割り当てられる。それが石高制の原理である。しかるに、近世初頭の村切りを経てもなお、越石地等飛地の存在は認められるようであり、質流地の増加と共に、土地の所属と、それに掛る年貢・諸掛物取立権の所属も不明確になってきたようである。

福生村・川崎村の越石出入一件は、石高の所属と行政的な所属との分離を争論の軸として、石高制が原理として通用しなくなってきた近世中期以降の農村社会を象徴しているのではなかろうか。

最後に、越石地の実際の分布状況について一言しておきたい。先に「史料1」で紹介した訴状の相手は御料の名主共であり、「史料2」の返答書の名主九平次は、旗本領時田組の名主である。⁽¹⁰⁾ 福生村越石地は川崎村地内にあるといつても、それは御料・旗本領の領域が画然と分かれている訳ではなく、そこに飛地のように出在していたのであろう。川崎村側からみても、越石地の行政は、川崎「村」として対処し、その結論を各領域名主の元へ持ち帰って、村政を遂行していたものと思われる。

享保九年(一七二四)一月、福生村から川崎村へ引き渡された越石検地帳書⁽¹¹⁾をもとにして、地字別・等級別の表を作成した。この地字を頼りに、現在の羽村町川崎地区の地図の上に載せていけば、福生村越石地の存在状況に対す

る理解が深まるであろう。今後の課題である。

なお、この越石出入一件に関する史料は一括して、今年度に刊行される『福生市史資料編 近世2』に収載の予定である。

本稿執筆については、福生村と川崎村の関係について詳しい、福生市史現代調査員高崎伊平氏より多々御教示をいただいた。末筆ながら記して感謝申し上げる次第である。

〔付記〕 本稿執筆後、市史編さん室近世研究会において、享保九年の越石地発生は、近世初頭の村切りを経てもなお

地字	等級	別町反畝歩	合計反別町反畝歩
中原	上畑 中畑 下畑 下々畑	1.0.3.29 1.3.7.05 1.7.0.22 7.6.00	4.8.7.26
はけ下	上畑 中畑 下畑 下々畑 新畑	3.5.29 2.0.2.11 1.0.6.15 8.0.25 2.15	4.2.8.05
小はけ	上畑 中畑 下畑 下々畑	5.0.27 3.0.02 7.3.28 1.6.7.27	3.2.2.24
神送り場	上畑 中畑 下畑 下々畑	1.5.05 3.0.03 6.0.05 7.5.06	1.8.0.19
天神ヶ谷戸	上畑 中畑 下畑	1.9.13 9.9.03 2.5.16	1.4.4.02
芝居	中畑 下畑	2.5.18 5.9.18	8.5.06
萱立場	中畑 下々畑	4.8.05 5.06	5.3.11
大道	上畑 中畑 下畑 新荻畑	1.6.04 1.5.01 9.18 .19 .18	4.2.00
小はけくほ	下畑	2.7.13	2.7.13
はけ下いなり松	下畑	1.5.09	1.5.09
下原	下畑	1.2.24	1.2.24
林ノ下	上畑 中畑	5.10 3.10	8.20
はくろ海道	中畑	5.12	5.12
(地字なし)	新下々畑	3.20	3.20

「享保9年11月武州多摩郡福生村越石反別書抜帳」による

残存した広大な飛地を整理し、村の再編成を目的とする享保改革の一環であったのではないか、との御指摘を受けた。検討に充分値する課題である。御教示をいただいた市史編集専門委員の北原進先生はじめ、研究会各氏へも感謝申し上げたい。

(せき・まさこ 福生市史近世調査員 志茂在住)

註

- (1) 『福生市史資料編 近世1』16 「村銘細書上帳」八七頁。
- (2) 『同右』1 「神光伝言夢物語(抄)」一九頁。
- (3) 『同右』6 「村訳帳」四七、四八頁。
- (4) 大石慎三郎校訂『地方凡例録』上巻(近藤出版社)二〇四、二〇五頁。
- (5) 旧福生村 名主家文書 以下特に註記しない史料は、全て本史料からの引用である。
- (6) 旧川崎村 新井光家文書
- (7) 『羽村町史』第四章「川崎村の社会構成」二七八、二八一頁。
- (8) 羽村町史料集第七集『村絵図・村明細帳』一三七頁。
- (9) 旧川崎村中根勉家文書
- (10) 『羽村町史』第四章「川崎村の社会構成」二八一、二八三頁。
- (11) 旧福生村 名主家文書「高八百九石六斗四升壹合六勺之内武州多摩郡福生村越石反別書抜帳」